

監査中期方針

令和8年3月25日決定

河内長野市監査委員

監査中期方針

目次

1. 「監査中期方針」策定の目的	1
2. 「監査中期方針」の策定期間	1
3. 主な監査の現状と課題	2
4. 基本方針	3
5. 重点指針	4

1. 「監査中期方針」策定の目的

本市においては、平成25年度の生活保護費不正支出事件の発覚により、コンプライアンスやリスク管理の重要性が再認識されることとなりました。

本市監査委員は、これに対応し、平成27年3月に市民の信頼を高めるため、「監査中期方針」（期間：平成27年度から平成29年度まで）を策定し、厳正で公正な監査を行うよう努めてきましたが、その後も不祥事や不適正な事務処理事例が発生しました。

そこで、平成30年3月に市民の信頼を回復するため、「監査中期方針」を見直し、再度、策定し、引き続き厳正で公正な監査を行ってきました。

また、地方公共団体を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化がますます進行し、地方財政もさらに厳しさを増してきている状況です。このような状況の中で、地方公共団体に対して、住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その事務の適正性の確保の要請が従前より高まっています。

これに対応して、監査制度の充実強化を盛り込んだ地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、この法律により定めることとなった河内長野市監査委員監査基準に基づき、本市監査委員は、令和2年4月1日から監査を行っています。

また、令和7年からは市長部局で試験的に内部統制報告書の作成も実施し、重大な不備も複数発見されており、より一層の監査制度の充実強化を図る必要があります。

こうした状況をかんがみ、「河内長野市監査委員監査基準」にのっとり、令和4年3月に策定した「監査中期方針」の見直しを行いました。

本市監査委員は、これらに基づいた年間計画等を作成し、市民の信頼を回復するため、これまで以上に内容を充実した監査を実施してまいります。

2. 「監査中期方針」の対象期間

「監査中期方針」の対象期間：令和8年度から令和11年度まで

3. 主な監査の現状と課題

監査資源等を勘案し、次の（１）から（３）までの監査等について、現状を分析し、その課題を検討しました。

（１）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

例月現金出納検査は、会計管理者及び水道事業管理者が取り扱う現金の出納事務の前月分を対象に、毎月22日を目途に実施しています。

この検査は、河内長野市監査委員監査基準第8条第1項に基づき、内部統制に依拠した監査を検討し、より内容を充実した検査を行う必要があります。よくある誤びゅう等については、庁内関係部署と連携し、全庁的な周知を行い、再発を防止するシステムづくりを呼びかける必要があります。

（２）定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、毎年度対象部局を選択し、おおむね4年に一度の頻度で各部署の監査を実施しています。なお、経済性、効率性及び有効性等を検証する3E監査は、実施できていません。

この監査は、河内長野市監査委員監査基準第8条第1項に基づき、内部統制に依拠した監査を検討し、より内容を充実した監査を行う必要があります。指摘事項は、庁内各課と連携し、全庁的な周知を図るよう努めていますが、さらなる周知徹底を行い、再発防止を図る必要があります。

（３）財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査含む。地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等監査は、所管部局の定期監査に並行して行っています。また、平成24年度からは、年間1団体を対象として財政援助団体等監査の事前調査を監査法人又は公認会計士事務所に委託しています。

この監査は、専門性及び客観性を高め、より効率的に行うため、公認会計士を活用した事前調査を実施するとともに、その手法をとりいれた監査を行う必要があります。

4. 基本方針

1. 「監査中期方針」策定の目的、3. 主な監査の現状と課題を踏まえ、市に対する市民の信頼を回復するためには、河内長野市監査委員監査基準第8条第1項に基づく内部統制に依拠した監査の実施など、これまで以上に内容を充実した監査を行う必要があります。

また、法令、条例、規則、要綱等（「法令等」といいます。）やそれらの改正等の内容に精通し、適正な監査を実施していくためには、河内長野市監査委員監査基準第5条第2項に基づき、監査の専門性の向上が必要です。

これらのことから、次のとおり、基本方針を定めます。

1	内部統制に依拠した監査の実施
----------	-----------------------

2	監査の専門性の向上
----------	------------------

5. 重点指針

基本方針を踏まえ次の5つの重点指針を掲げます。

1 内部統制に依拠した監査の実施

(1) 再発防止

- ① 例月現金出納検査で誤りが多い事項及び定期監査の指摘事項等は、全庁的に周知を徹底し、再発防止に努めます。
 - 毎年度、「監査の概要」を作成し、庁内ネットに掲載します。
 - 例月現金出納検査で誤りが多い事項及び定期監査の指摘事項等は、庁内関係部署と連携し、再発防止を図ります。
- ② 組織としてのチェック機能が働いているかを主眼とする監査を行います。
 - 市が事務を執行するにあたり、組織としてのチェック機能が働いているかの内部統制の観点も含めて、例月現金出納検査、定期監査等を行います。
 - 庁内関係部署と連携し、再発しないようなシステムづくりを呼びかけます。

(2) 適正な現金等の取扱い

- ① 現金等を取り扱う部局の定期監査を行う際は、その部局の現金等の取扱いが適正に行われているかに着目し、監査を行います。
 - 監査委員事務局職員が、現金等を多く取り扱っている場所に出向き、現地監査を行い、現金・切手等と帳簿が一致するか等を確認します。
 - 現金等の取扱いを一人で行っていないか、組織として現金等の取扱いが適切になされているか、横領等のリスクが存在していないかに着目し、監査を行います。

(3) コンプライアンスの遵守

- ① 法令等に基づく事務が、適正に行われているかに着目し、監査を行います。
 - 監査対象部局が行っている事務が、法令等を遵守しているかを確認します。
 - 監査対象部局が作成しているマニュアルが、法令等を遵守しているかを確認します。

- ② 監査を通じて、法令遵守の考え方を全庁的に啓発します。
 - 定期監査の際は、根拠法令等の確認を行い、監査対象部局職員に法令遵守の基本的な考え方を確認します。

2 監査の専門性の向上

(4) 公認会計士の活用

- ① 外部の視点を導入し、専門的なノウハウを活用した監査を実施します。
 - 毎会計年度に一度は、公認会計士を活用し、財政援助団体等の監査を行います。
 - 財政援助団体等監査の際は、監査法人又は公認会計士事務所が実施する事前調査から、その専門能力等を取り入れた監査を検討します。

(5) 監査委員事務局職員のスキルアップ

- ① 監査の専門性を向上させるため、スキルアップに努めます。
 - 監査等の研修等に参加し、その専門性を高めます。
 - 法令等やそれらの改正等について、その内容に精通するため、自己研さんに努めます。
 - 公認会計士を活用した財政援助団体等監査の事前調査に立ち会い、専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めます。

「監査中期方針」の体系図

